

裁 決

審査請求人

審査請求人代理人

処分庁

審査請求人が、平成26年6月25日付けで提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

が、審査請求人に対して行い、平成26年5月30日付け船生第920号で通知した保護申請却下決定を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、（以下「処分庁」という。）が、審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行い、平成26年5月30日付け（以下「本件通知書」という。）で通知した生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 請求人の（以下「」という。）宅は「帰来先」ではない

ア 離婚までの「同居」状況

請求人とは、平成26年1月21日に裁判上の離婚をしており、離婚成立まで、形の上では同じ家で起居していたものの、平成16年頃から、婚姻関係は破綻し、夫婦共同生活の実体は失われていた。

他方、離婚成立時までは、が請求人に婚姻費用を給付しており、請求人は、これによって生計を維持していたようである。

しかし、これは請求人の申立てを受けた家庭裁判所支部が、に対し、離婚が成立するまで婚姻費用分担義務を尽くすべきこと

を命じたからであって、離婚係争中に生じる典型的な事態である。

そうすると、このような審判がなされたこと自体が、請求人と■の婚姻関係が破綻していたことを示すものであり、請求人と■の家庭内別居を浮き彫りにしている。

請求人が、■宅を退去しなかったのは、請求人にとって適当な行き先を確保することができなかつた上、請求人は、■宅の土地建物について、自分が潜在的持分を有しているから居住する権利があると考え、離婚に際してこの権利を確保する上で、■宅を出ることは得策ではないと思ったからである。

イ 離婚後の「同居」の状況

判決で離婚が成立し、財産分与としては■宅の土地・建物自体に関する請求人の権利が否定された以上、請求人は■宅を出て行くのが本来である。

しかし、請求人は、あくまで自分は■宅に住む権利があるものと妄信していたため、平成26年5月1日に請求人が■(以下「本件■」という。)に■入院するまでは、■宅に居座り続けた。

■は、この「同居」状態を解消しようと、請求人に対し、同年2月21日付けで代理人弁護士名による通告書を送付し、退去を求めている。さらに、同年6月6日には、請求人を被告として建物明渡請求訴訟を■地方裁判所に提起している。

そして、■は、離婚成立後、請求人に対する婚姻費用の給付を停止している。

ウ 荷物の存置について

確かに、請求人の入院時には、■宅には請求人の荷物が置かれていた。しかし、これは前記のように請求人の退去を求める■とこれを拒否して居座り続ける請求人が対立する状態の中で、請求人が■障害を悪化させて入院してしまったために、結果的に■宅に残されたものである。

請求人は、今回の入院後、■から建物明渡訴訟を提起されたこともあって、最終的には■宅を出ざるを得ないと考え始めており、■に依頼してこの荷物を他に移転させた。

エ 同居に関する当事者の意向

■は、請求人が退院後に■宅に戻ってくることを明確に否定しており、今後自宅の土地・建物を売却することを企図している。

請求人の■である■(以下「■」という。)は、■から独立

して単身で生活することを考えており、その準備をしているが、当面は[]から生活費などの援助を受けることにしている。しかし、請求人と同居して生活することは、全く考えていない。

請求人は、[]宅に戻ることが困難であることを認識し始めていることは前述のとおりであるが、[]と生計を共にする意思はない。

オ 本件処分の評価のあやまり

以上の事実からすると、請求人の帰来先が[]宅であり、したがって、請求人、[]及び[]が生計を一にして同一世帯を構成しているとする認定・評価が誤りであることは、明らかである。

本件入院時までの上記3名の同居は、形の上だけのものであって生計を同一にしていたわけではなく、家族共同体として生活していた実体はないこと、さらに、請求人の荷物が[]宅にあることは、上記のように請求人が[]らと同居する意思やこれを容認する[]の意向を示すものではないからである。

本件処分の理由は、表面的かつ外形的な状況を、形式的に評価して却下処分を導いた「先に結論ありき」の処分としか言いようがない。

(2) []と[]には「申請の意思がない」ことはない

ア 本件処分が理由にあげる「請求人と同一世帯を構成する[]と[]は申請意思がない」の趣旨は、やや不明であるが、おそらく、[]と[]は、今後も請求人と同居し、同人の生活保持のための義務を負う意思があるので、請求人に生活保護を受けさせる意思がないとの意味かと思われる。

イ しかし、これは全くの事実誤認である。

そもそも、[]は、請求人との同居を拒否しており、離婚成立後は当然ながら婚姻費用の負担を打ち切り、今後も請求人の生活保持を支える意向など有していない。

請求人と同居する意思がないことは、[]も同じであるが、さらに同人には、請求人の生活を支える経済的能力がなく、当然のことながら、請求人の生活保護申請には、賛成こそすれ異論など有していない。

ウ そうであるにもかかわらず、処分庁が[]と[]に「申請の意思がない」ことを確認したというのであれば、その方法・手段に疑念を持たざるを得ない。

(3) 請求人には保護の必要性がある

ア 前述のように、[]は、請求人が退院しても一緒に生活する意思はないばかりか、自宅の土地・建物を売却処分することまで決断している。[]は両親からの自立を目指し、やはり請求人と同居する意思は

ない。

イ 他方、請求人は[]に罹患しており、当該疾病の性質からして完全な回復は困難である上、当面は入院治療の継続を必要とする状態にある。

そして、請求人は定職を持たず収入はない上、資産を有しているわけではない。

ウ そうすると、請求人は、本件生活保護を受けることができない場合、入院して治療を受け続けることもできない上、さらに退院してからも、通院治療を受けながら社会適応を目指して生計を維持することも覚束ないことになる。

まさに、請求人が置かれている状況こそ生活保護による救済・援助が必要なものであることは明白である。

(4) 結語

以上の次第で、[]宅は請求人の退院後の帰来先ではなく、[]も[]も請求人とは同一世帯を構成するわけではないこと、また同人らに請求人の生活保持を支える意思はないことからすると、本件処分には理由がなく、取り消されるべきである。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

- (1) 請求人と[]は、平成5年6月9日に婚姻し、[]をもうけたこと。なお、請求人、[]及び[]は、平成10年5月9日から、[]及び[]の[]が所有する[]宅に居住していたこと。
- (2) 請求人は、平成23年6月23日、[]を被告として離婚請求等訴訟を提起し、その後[]も、請求人を被告として離婚請求訴訟を提起し、その結果、請求人と[]は、平成26年1月21日、裁判上の離婚をしたこと。なお、[]は、当該裁判において、請求人に対し、[]宅の価値も踏まえた財産分与として92万7276円及び判決確定日の翌日から支払済みまでの遅延損害金を支払うよう命じられ、同年2月18日、これら金員を請求人に支払ったこと。
- (3) []は、請求人に対し、平成26年2月21日、前記(2)の離婚の成立により、請求人に[]宅を使用継続させる理由がなくなったとして、1か月以内に[]宅を明け渡すことを求める旨の通告書(以下「本件通告書」という。)を送付したが、請求人は、これに応じず、[]宅に居住し続けていたこと。
- (4) 請求人は、平成26年4月30日、[]と喧嘩になり、もみ合いとなった際に「猫を殺す」と発言したことなどから、110番通報を受けて

駆けつけた警察官に伴われ、本件[]を受診した結果、同年5月1日、[]の診断（退院予定は未定）を受け、[]法律（[]法律第[]号）[]の規定により、本件[]に[]入院（以下「本件入院」という。）となったこと。なお、その際、請求人の持ち物は[]宅に残されていたこと。

- (5) 処分庁の職員は、平成26年5月1日、[]、[]、請求人の[]らより、請求人による保護開始の申請について相談を受けたこと。その際、処分庁の職員が、前記（4）のとおり請求人の持ち物が[]宅に残されていることから、退院後の帰来先は[]宅であると考えられ、請求人が[]で保護開始の申請をしても却下になる可能性が高い旨伝えたところ、[]らは、[]宅は請求人の帰来先ではないと主張したこと。
- (6) 請求人は、平成26年5月13日に、処分庁に対し、請求人及び[]の[]世帯として、法第7条の規定による保護開始の申請（以下「本件申請」という。）をしたこと。なお、処分庁の職員は、本件申請に際して、請求人より、退院後は[]宅に帰来する意向である旨聴取したこと。
- (7) 処分庁は、平成26年5月19日、[]より、[]及び[]は請求人と共に保護の申請をする意思はなく、請求人が退院後、請求人と共に生活する意思もないことを聴取したこと。
- (8) 処分庁は、平成26年5月27日、請求人の[]より、本件通告書の写し、前記（2）の離婚に係る資料の写し等の提出を受けたこと。
- (9) 処分庁は、請求人に対し、「[]様から、ご本人及び[]である[]様の[]世帯として保護の申請がありましたが、調査の結果、入院する前まで[]様宅で居住しており、かつご本人及びご親族様の証言によると[]様の荷物はそのまま[]様宅にあることから、[]様宅が帰来先であると考えられます。よって[]様、[]様、[]様の[]同一世帯であります。[]様、[]様には申請の意思がないため却下とします。」との理由を附した本件通知書を送付し、本件処分を行ったこと。
- (10) 請求人は、平成26年6月25日付けで本件審査請求を提起したこと。

2 判断

(1) 法の仕組み

保護は、原則として、要保護者等の申請に基づいて開始され（法第7条）、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない（法第24条第1項）。

また、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（法第4条第1項）、その要否及び程度は、世帯を単位として判定される（法第10条）。

そして、上記の「世帯」について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生労働事務次官通知）の第1は、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしている場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」との指針を示している。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）の第1の1は、居住を一にしていなくても、同一世帯に属していると判断すべき場合として、次の場合を掲げている。

ア 出かせぎしている場合

イ 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合

ウ 夫婦間又は親の未成熟の子に対する関係にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合

エ 行商又は勤務等の関係上子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合

オ 病気治療のため病院等に入院又は入所している場合

カ 職業能力開発校、国立光明寮等に入所している場合

キ その他アからカまでのいずれかと同様の状態にある場合

さらに、生活保護問答集（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）第1「世帯の認定」では、「同一居住は同一生計の判定の上で重要ではあるが、ひとつの目安であるにすぎないから、同一の住居に居住していなくても社会生活上同一世帯と認定するのが適当な場合がありうる。夫が出かせぎに出ているとか、子が義務教育のために他の土地に寄宿しているとか、あるいは病院に入院している等の場合は、それぞれ農閑期、義務教育期間、入院必要期間が終了すれば、他の世帯員の居住する住居に帰来することが予定されているものであり、このように、やむをえない事由によって同一の住居に居住していないが、それが一時的なものであって一定の時期が到来すれば、再び他の世帯員の居住する住居に帰来して生活することが予定されているような場合は、居住を異にしているとしても同一の生計を営んでいるものであり、これを同一世帯として認定することとなる。」との指針を示している。

(2) 本件処分について

これを本件処分についてみると、処分庁は、前記認定事実(9)のとおり、請求人が本件入院前まで〇〇宅に居住していたこと及び請求人の持ち物が〇〇宅にあることを理由に、請求人の帰来先が〇〇宅であるとして、請求人、〇〇及び〇〇の3人が同一世帯と認定した上、〇〇及び〇〇に保護申請意思がないことから本件処分を行ったと認められる。

確かに、請求人は、前記認定事実(2)から(4)までのとおり、平成26年1月21日に〇〇と離婚した後も、同年5月1日の本件入院まで継続して〇〇宅に居住し、本件入院時、請求人の持ち物は〇〇宅に残されていたと認められ、当該持ち物が本件処分時までに他に移動されたとの事情は認められない。

また、前記認定事実(6)のとおり、請求人は、本件申請の際、退院後は〇〇宅に帰来する意思を示している。

しかし、①前記認定事実(1)のとおり、〇〇宅は〇〇及び〇〇の〇〇が所有していること、②前記認定事実(2)のとおり、請求人と〇〇は、裁判で争った末、同年1月21日に裁判上の離婚を成立させており、〇〇は、同年2月18日、当該裁判において支払を命じられた財産分与(〇〇宅の価値も踏まえたもの)等を請求人に支払ったこと、③前記認定事実(3)のとおり、〇〇は、請求人に対して、同月21日に、本件通告書を送付して〇〇宅からの退去を求めていること及び④前記認定事実(5)及び(7)のとおり、〇〇及び〇〇は、請求人が本件医療センターを退院した後、請求人と共に生活をする意思がないことを明確にしていることからすれば、請求人が退院後に〇〇宅に帰来する可能性は、本件処分時において、極めて低かったといわざるを得ない。

そして、本件入院後も、本件処分に至るまで、引き続き、請求人の持ち物が〇〇宅に残されていた点については、前記認定事実(4)から(6)までのとおり、本件入院が急ぎで決定され、その後間を置かずに本件申請がなされたこと等に鑑みれば、請求人及び〇〇双方にとって、やむを得ない措置であったといえ、このことをもって直ちに〇〇宅が請求人の帰来先として予定されているということとはできない。

以上に鑑みると、請求人が退院後に〇〇宅に帰来して生活することが予定されているとは認められず、請求人は、実質的には、本件入院と同時に居住地を失ったというべきであり、〇〇宅に居住する〇〇及び〇〇と同一世帯であると認めるに足る事情は存しない。

そうすると、〇〇宅が請求人の帰来先であるとし、請求人、〇〇及び〇〇が同一世帯であると認定した上、〇〇及び〇〇に申請意思がないと

して本件申請を却下した本件処分は、この点において違法なものといわざるを得ず、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項を適用して、主文のとおり裁決する。

平成26年10月1日

千葉県知事 鈴木 栄 滄

